

直接支払制度実施等に伴う出産育児一時金等の請求方法

		手続き		支給等の内容	備考
		医療機関等	健康保険組合		
直接	利用する	① 被保険者証等を医療機関等に提示してください。 ※ 資格喪失後、6か月以内に出産する予定のある方で、当健康保険組合から出産育児一時金の支給を希望する方は、出産時の被保険者証等と資格喪失証明書(当健康保険組合交付)を提示してください。 ② 医療機関等と直接支払制度を利用する合意文書を取り交してください。 ※ 医師の判断により、帝王切開等の手術や入院療養を要する等高額な保険診療が必要と分かった場合は、あらかじめ限度額適用認定証を当健康保険組合に申請し、病院、診療所に提示するようにしてください。 ※ 詳細は、医療機関等にお尋ねください。	42万円以上 手続きは必要ありません。	なし	42万円を超えた金額を医療機関等の窓口で支払ってください。
			42万円未満 出産育児一時金等内払金支払依頼書(別添様式1)に、医療機関等から交付された出産費用の領収・明細書(写)を添付し、当健康保険組合に提出してください。	42万円と出産費用の領収・明細書の代理受取額との差額が被保険者の保険給付金振込銀行口座に振り込まれます。 出産育児一時金等内払金支払通知書(別添様式2)が交付されます。	
支払	利用できない (医療機関等が対応していない) 又は 利用しない	① 被保険者証等を医療機関等に提示してください。 ※ 資格喪失後、6か月以内に出産する予定のある方で、当健康保険組合から出産育児一時金の支給を希望する方は、出産時の被保険者証と資格喪失証明書(当健康保険組合交付)を提示してください。 ② 医療機関等と直接支払制度を利用しない合意文書を取り交してください。 (出産育児一時金等の請求時に必要になります。) ※ 医師の判断により、帝王切開等の手術や入院療養を要するなど高額な保険診療が必要と分かった場合は、あらかじめ限度額適用認定証を当健康保険組合に申請し、病院、診療所に提示するようにしてください。 ※ 詳細は、医療機関等にお尋ねください。	(出産前) 次の1と2の方は、出産費資金貸付制度を利用できます。 1 出産予定日まで1か月以内の期間である方 出産費資金貸付申込書(出産費資金借用書及び委任状を含む。)に、産科医療補償制度登録証(写)及び医療機関等と取り交わした直接支払制度を利用しない合意文書(写)並びに母子手帳(写)(出産予定日まで1か月以内であることを証明する書類でも可)を添付して当健康保険組合に提出してください。 2 妊娠4か月(85日)以上で医療機関に一時的な支払が必要になった方 出産費資金貸付申込書(出産費資金借用書及び委任状を含む。)に、産科医療補償制度登録証(写)、医療機関等と取り交わした直接支払制度を利用しない合意文書(写)及び医療機関からの請求書(又は領収書)並びに母子手帳(写)(妊娠4か月以上であることを証明する書類でも可)を添付して当健康保険組合に提出してください。	出産育児一時金の8割(336千円)までを貸し付けます。 貸付金は、被保険者の保険給付金振込銀行口座に振り込まれます。	(出産後) 医師・助産師又は区市町村長から証明(ない場合は戸籍抄本又は謄本を添付)を受けた出産育児一時金請求書を当健康保険組合に提出してください。 42万円と貸付金の差額が被保険者の保険給付金振込銀行口座に振り込まれます。
			(出産後) 医師・助産師又は区市町村長から証明(ない場合は戸籍抄本又は謄本を添付)を受けた出産育児一時金請求書に医療機関等と取り交わした直接支払制度を利用しない合意文書(写)及び医療機関等から交付された出産費用の領収・明細書(写)を添付し、当健康保険組合に提出してください。	42万円が被保険者の保険給付金振込銀行口座に振り込まれます。	

(注) 上記は、産科医療補償制度加入医療機関等において出産をした場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産については、出産育児一時金の支給額は39万円になり、直接支払制度及び出産費資金貸付制度の貸付限度額にも適用されず。

\* 出産等に要した費用には、帝王切開等の保険診療を行った場合の窓口負担額(3割負担)を含みます。